

令和 2 年 4 月 1 5 日
共 同 事 務 局

「令和 2 年度トラック輸送事業者に対する時間外労働の上限規制の適用に向けた説明会」の開催について（案）

- 1 令和 2 年度トラック輸送事業者に対する時間外労働の上限規制の適用に向けた説明会（以下「説明会」という。）については、厚生労働省の外部委託事業を利用し、共同事務局（群馬運輸支局・群馬県トラック協会・群馬労働局）として開催する。

会場の確保・対象者への開催通知と出席状況の確認・出席督促（1 回）・当日の受付・アンケートの実施（厚労省所定のアンケート）、当日の司会、PC やパワーポイント等の必要な機器の準備などは厚生労働省の委託業者【㈱リーガルマインド】が行う。

- 2 説明会の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から適切な時期に選定するものとする。
- 3 説明会の開催場所は、前橋、高崎、太田など、比較的業者が集まりやすい地域を中心とするが、対象企業の数等の状況によっては他の地域での開催も検討する。
- 4 説明会は開催地域を管轄する労働基準監督署の担当官が「時間外労働の上限規制の適用」等について説明し、可能であれば運輸支局側からも「ホワイト物流やホワイト経営」などについて説明する。なお、開催時期のニーズにより他の説明を行うことがある。
- 5 説明会の対象事業場については、共同事務局において連携の上、適切に選定する。